

6 水の供給事業等

(1) 水道事業等

生活用水などを供給する水道事業の経営は主に市町村が行っています。計画給水人口が5,001人以上の事業を上水道事業、101人以上5,000人以下の事業を簡易水道事業、社宅等の自家用水道等で101人以上又は1日の最大給水量が20 m³を超える水道を専用水道として区分しています。

令和元年度末時点で、道内の上水道、簡易水道、専用水道の事業数は809となっており、近年は事業統合により、減少傾向にあります。（水道事業の水源についてはP10～11参照。）

◆北海道の水道種別施設数推移 [表2-6-1]

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度
上水道事業	95	93	94	93	89
簡易水道事業	252	239	212	207	200
専用水道	521	522	523	518	520
計	868	854	829	818	809

出典：環境生活部 「平成27年度 北海道の水道」、「平成28年度 北海道の水道」、

「平成29年度 北海道の水道」、「平成30年度 北海道の水道」、「令和元年度 北海道の水道」から

(2) 工業用水道事業

工業用水道は導管により工業用水を供給する施設で、工業用水道事業法に基づき、道内では7地区5事業体が事業を運営しています。

また、このほかに民間企業が自ら工業用水として河川水や地下水を利用している例も多くあります。（工業用水道事業の水源についてはP19～20参照。）

◆北海道の工業用水道事業体（令和2年度末時点） [表2-6-2]

施設名	事業体	最大給水能力 (m ³ /日)
室蘭地区工業用水道	北海道	115,000
苫小牧地区工業用水道		200,000
石狩湾新港地域工業用水道		12,000
美唄市工業用水道	美唄市	9,300
室蘭市工業用水道	室蘭市	6,000
釧路市工業用水道	釧路市	15,000
釧路白糠工業用水道	釧路白糠工業用水道企業団	11,160

<総合政策部計画局土地水対策課作成>

(3) 農業用水の供給

農業用水は、河川に整備されたダムなどの貯水池や頭首工等の農業水利施設により取水され、用水路を通じて田畑に供給されています。（農業用水の水源はP8参照）

これらの農業水利施設のうち国営や道営土地改良事業で造成された施設は、一部の直営施設を除き市町村や土地改良区などへ管理委託又は譲与されており、その多くは土地改良区が管理しています。

なお、道内の令和3年4月1日現在の土地改良区数は72団体です。

◆道内の土地改良区の管理施設（令和元年度末現在）〔表2-6-3〕（単位：箇所、km）

施設名	貯水池	頭首工	揚・排水機	用水路	排水路
施設数・延長	344	873	2,300	18,727	9,048

北海道農政部調べ